

IV 施策の展開

- 【現状と課題】のなかで「実態調査」とあるのは、平成 21 年度に奈良県が実施した「高齢者の生活・介護等に関する実態調査」を指します。
- また、図表に出典の記載がないものは、同調査結果によるものです。

【凡例】 同調査における対象者の区分

若年者[若年]…40～64 歳の方

高齢者[高年]…65 歳以上の方

要介護（者）…要介護又は要支援の認定を受けている方

施設入所者[施設]…介護保険施設（特養、老健など）に入所されている方

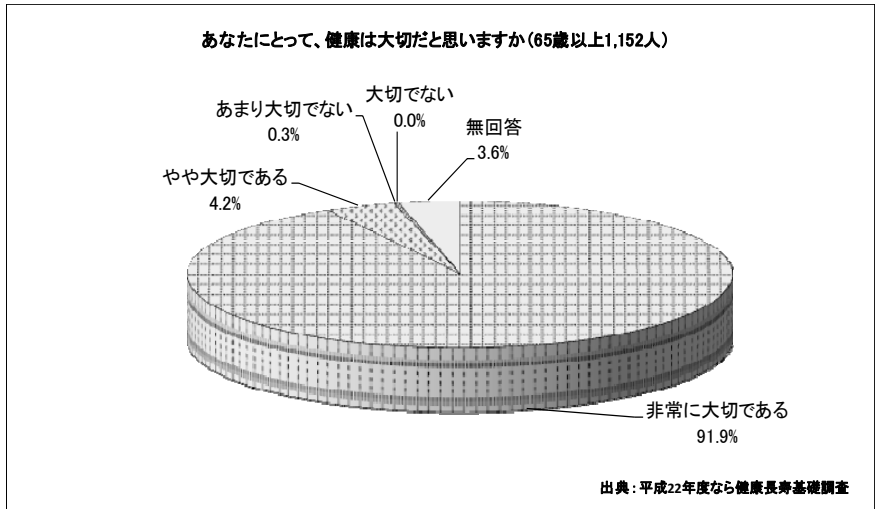
1. 健やかな老いの実現

【現状と課題】

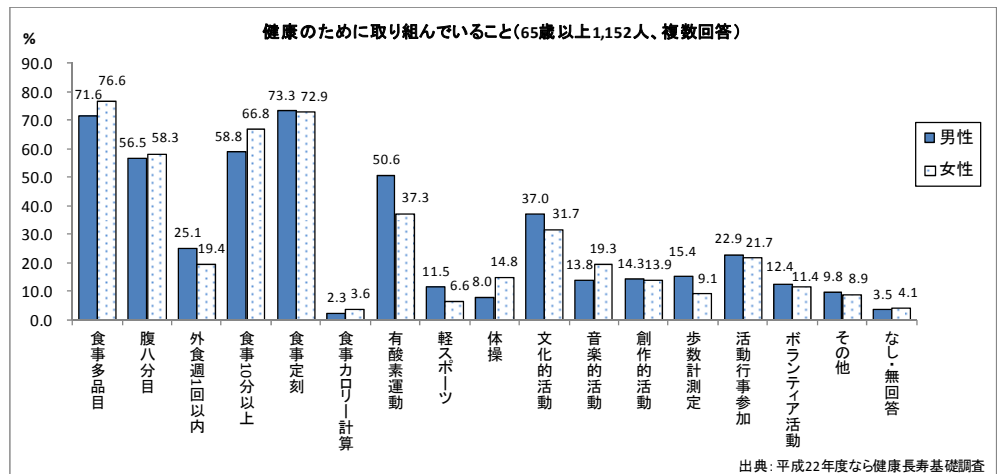
＜県民の健康意識＞

実態調査によると、健康に比較的自信があるという人の割合は、年齢とともに少なくなっています（若年者 67%、高齢者 50%）。[資料編 図表-3]

また、「平成 22 年度なら健康長寿基礎調査」によると「健康は大切だと思いますか」との問には、「やや大切である」という回答を含めると 96%の人が「大切である」と答えています。[右図]



しかし、「健康のために取り組んでいること」という問には、食事に関することに続いてウォーキングなどの有酸素運動が高くなっていますが、介護予防を意識した体操や軽スポーツは低くなっています。[右図]



健康に対する意識の高い人が増加している傾向にあります。今後は健康保持や健康づくりに取り組む人の割合をさらに高めるため、身近なところでの機会の提供や実施方法についての情報提供などを積極的に実施していくことが必要です。

＜健康づくりの情報＞

実態調査をみると、介護や保健、医療等に関してほしい情報では「生きがいや健康づくり・介護予防に関する情報」は、「介護保険制度に関すること」「医療や介護に必要な費用に関する情報」と並んで多くなっており、また、若年者の方が高齢者よりも関心が高くなっています。[資料編 図表-4]

情報提供は、県民の関心や健康保持に効果的なことを分かりやすく伝えることが必要です。県民の健康長寿のためには、高齢者世代に至る前（中高年期）から「豊かで健やかな老い」を意識した心身ともの健康保持、健康づくりの取り組みが必要といえます。

【施策の展開】

健康長寿文化づくり情報の効果的な発信と地域に根ざした健康づくりの推進

○ 県民への効果的な健康長寿文化づくり情報の発信

県民が求める情報、県民の健康づくり・介護予防等に効果的な情報を分かりやすく提供するとともに、楽しみながら健康になれる参加型のメニューを充実させた新しい健康情報サイトを開設し、県民の健康づくりの普及啓発を図ります。また、県民の健康状態や健康づくりの取り組み状況を把握するため、定期的に「なら健康長寿基礎調査」を実施し、実態に即した県民の健康づくりの取り組みを進めます。

[実施主体：県]

○ 地域に根ざした健康づくりネットワークの構築

地域におけるコミュニティを活用した健康づくりネットワークの構築を推進し、健康で質の高い生活を維持します。

[実施主体：県・市町村（保険者）・県民]

○ 市町村等と連携した健診（検診）の受診促進

市町村国保と連携して特定検診の受診促進を図ります。また、保健所や市町村と連携し、がん予防の啓発、さらにはがん検診受診促進のための会議を開催するなど、早期発見・早期治療に努めます。

[実施主体：県・市町村（保険者）・県民]

高齢者の自立した健やかな生活の実現

○ みんなで取り組む介護予防の推進

介護予防に携わる職員等の資質向上を図るとともに、地域ごとの状況に応じた運動や低栄養を改善する食生活、口腔ケア及び嚥下の訓練などの指導・普及啓発等の実践的取組を展開します。

[実施主体：県・後期高齢者医療広域連合・市町村]

○ 生涯を通じた県民スポーツの振興

生涯を通じてスポーツに親しめるハード・ソフト両面からのシステムづくりを行います。

[実施主体：県・市町村・民間]

○ 心を豊かにする「学び」の推進

人生を有意義に過ごすことができるよう、現役時代には取り組むことが難しかった教養を高める活動等を推進します。

[実施主体：県・市町村・県民]

2. 社会参加の促進

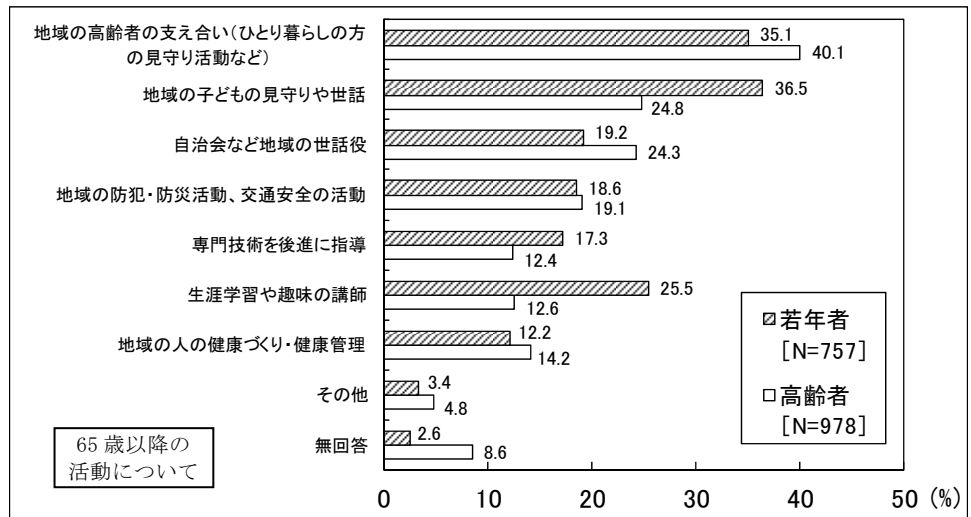
【現状と課題】

<65歳以降の活動について>

実態調査によると、若年層においては、「報酬はなくても地域貢献活動したい」人の割合は、年齢層が上がるほど増え、女性の方が男性よりも意欲のある人が多くなっています。[資料編 図表-5] 一方、男性は、65歳以降も収入を得て働くという形で社会参加したいという人が多いことが分かります。

[資料編 図表-6]

また、若年者、高齢者ともに、高齢者の支え合いや子どもの見守り・世話などの活動をしたいと考えています。[右図] 新たな社会参加の形などきっかけづくりが求められます。

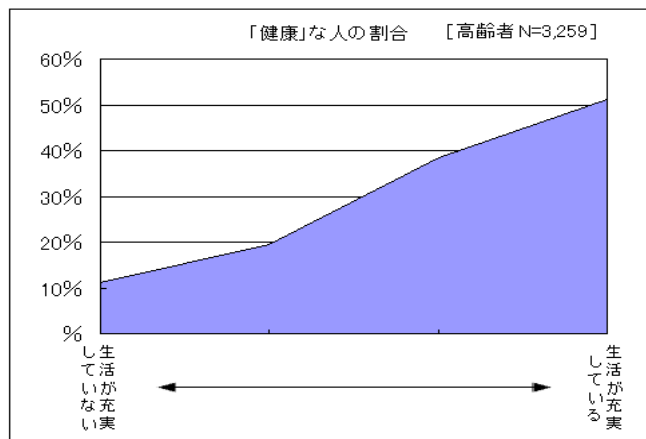


<生活の充実度と健康>

調査結果をみると、生活が充実しているという人ほど「健康」な人が多くなります。[右図]（「健康」とは「健康でこれといった病気はない」と「加齢に伴う衰えはあるが、同じ年代の人からすると元気」という人の合計）

生きがいを持つなど充実した生活を送る高齢者には、健康な人が多いことが分かります。

今後、団塊の世代が65歳を迎え、元気な高齢者が急増します。また、いわゆる「奈良府民」と呼ばれる県外就業者が現役をリタイアし、自分の住んでいる地域のことをよく知らない高齢者の増加が見込まれます。高齢者が明るく元気に過ごすためには、居場所と生きがいが重要であり、健康保持・介護予防の観点からも、様々な形での高齢者の主体的、積極的な社会参加が求められます。



<外出・コミュニケーションの機会>

要介護状態になると外出頻度が少なくなり、行先も福祉施設や病院が中心となります。[資料編 図表-7・8] 外出やコミュニケーションは、社会参加の基礎的な条件であり、生きる価値を感じるきっかけとなるものです。これらの確保のための配慮が特に必要です。

【施策の展開】

地域社会と交流を図る活動の推進

○ 高齢者が孤立せず、人との関わりを維持できる居場所づくり

地域における居場所「奈良のひだまり広場」の定着を図るとともに、中高年期における地域デビューを支援します。 [実施主体：県・市町村・県民]

○ 高齢者のやりがい・親しみの農の受け皿づくり、サポート

農産物の栽培を楽しみ、直売所に出荷するなどやりがいをもてるよう就農（定年帰農や家庭菜園）を支援します。 [実施主体：県・市町村・民間・県民]

地域社会に貢献する活動の推進

○ 高齢者の生きがいづくりと地域活動の推進

高齢者の社会活動に関する情報の発信、文化やボランティアに関する活動の場づくりを行います。また、老人クラブや社会福祉協議会など民間団体等が行う地域活動を支援します。

[実施主体：県・市町村・民間・県民]

○ 社会貢献型起業の促進、ビジネスモデルづくり

一般企業に就業困難な高齢者や障害者等への生活・就労の支援として社会的目的を持ちビジネス的手法で運営するソーシャルファームの起業や、地域ニーズに対応した事業を実施しようとする高齢者主体のグループの支援を行います。 [実施主体：県・県民]

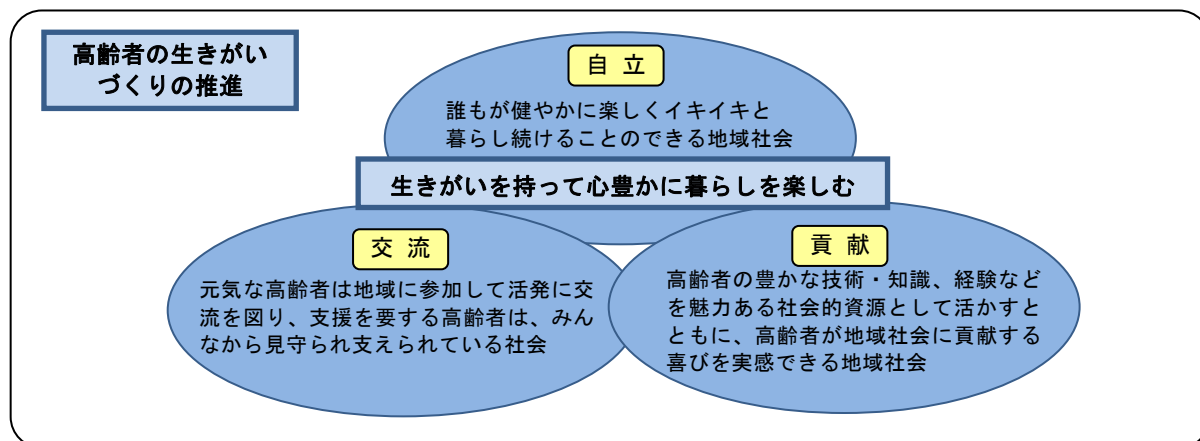
○ 高齢者リーダーの養成

高齢者が経験や知識を活かして地域で活動できる実践者を養成し、地域活動をサポートします。

[実施主体：県・市町村・民間・県民]

○ 高齢者の就業の支援

就業を希望する高齢者の就労相談や就業機会を提供する団体の育成など、高齢者の意欲及び能力に応じた多様な就業の機会の確保に努めます。 [実施主体：県・市町村・民間]



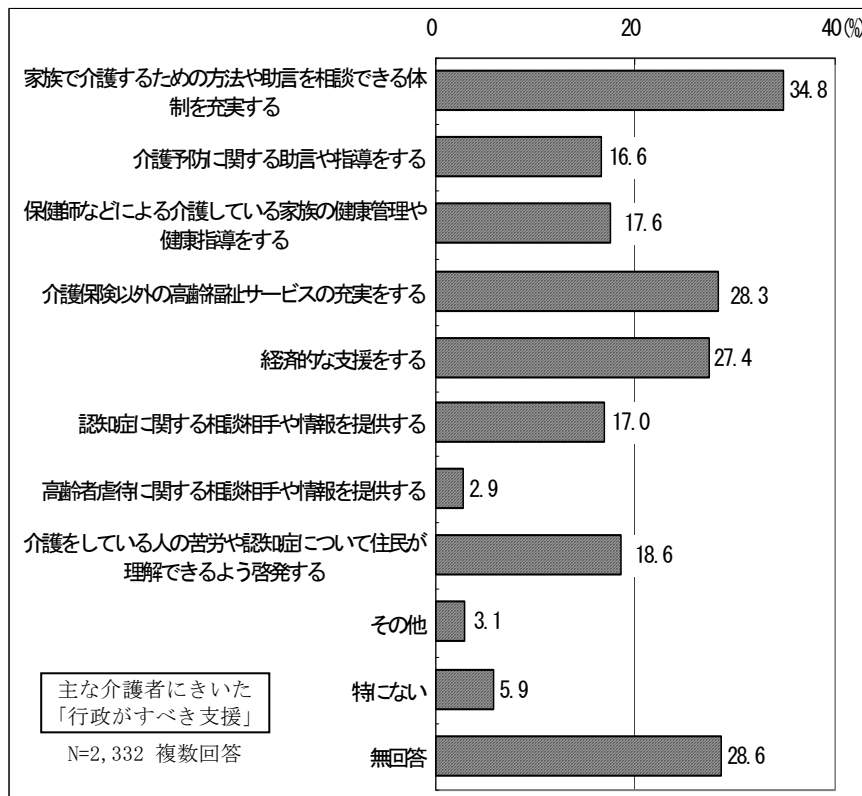
3. 地域包括支援センターの機能強化

【現状と課題】

<相談・支援体制の充実>

実態調査において、介護者に「行政がすべき支援」を尋ねたところ「家族で介護するための方法や助言を相談できる体制を充実する」が最も多くあげられました。[右図]

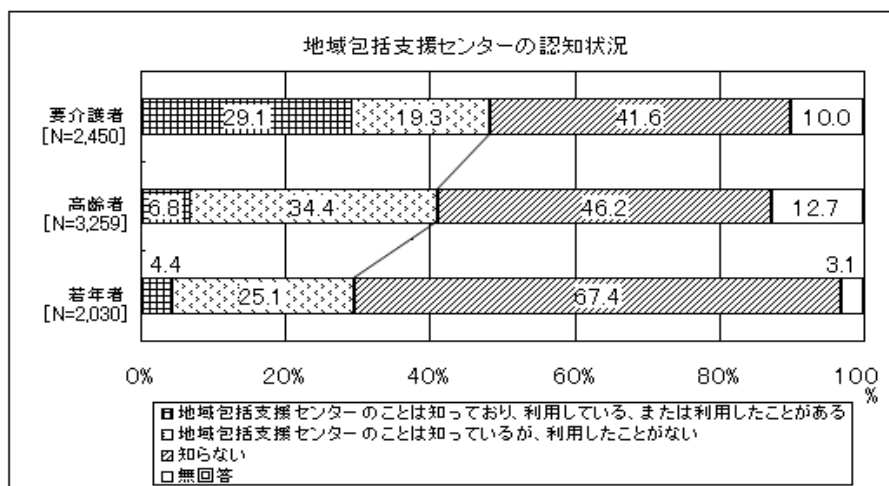
介護を支える家族が高年齢化・少人数化していく中で、介護サービスの充実により介護負担を軽減するとともに、介護に関する相談機能を高め、効率的な介護が実践できるようアドバイスできることなどが重要です。関係機関などとのネットワークを強化し、高齢者の相談・支援体制の充実を図ります。



<地域包括支援センターの認知度>

介護や権利擁護などの地域における相談窓口である「地域包括支援センター」の認知状況を尋ねたところ、地域包括支援センターを知っている人の割合は、要介護者 48%、高齢者 41%、若年者 30%となっています。[右図]

高齢者の身近な相談窓口として、一層の充実・浸透を図る必要があります。



【施策の展開】

地域包括支援センターの機能強化

○ 地域包括支援センターを中心としたネットワークづくり

高齢者虐待への対応など権利擁護の推進、高齢者や地域の実態把握を通じた見守り支援など在宅生活・療養への支援を充実させるため、市町村、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療関係者など、保健・医療・介護・福祉の関係機関の連携強化に取り組みます。

[実施主体：県・市町村]

○ 地域包括支援センターの人材育成の強化

地域の高齢者や家族に対し、介護のみならず様々な相談に対応できるよう人材育成の強化を図り、サポート体制の充実を進めます。

[実施主体：県・市町村]

○ ケアマネジメント機能の強化

高齢者が介護が必要な状態となっても、出来る限りその能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、地域包括支援センターが中心となった地域ケア会議の開催を通じ、重度化防止と自立支援の視点に立ったケアマネジメントの強化を図ります。

[実施主体：県・市町村]

○ 地域包括支援センターの活動支援体制の充実

医療・介護・行政などの関係機関で構成される「機能強化推進会議」を設置し、課題抽出や取組提案を行うとともに、「地域包括支援センター長会議」での市町村・センターの情報・意見交換を通じて、様々な問題・相談に対応できる高齢者や地域の「駆け込み寺」を目指す地域包括支援センターの活動を支援します。

[実施主体：県・市町村]



4. 医療と介護の連携強化、介護家族への支援強化

【現状と課題】

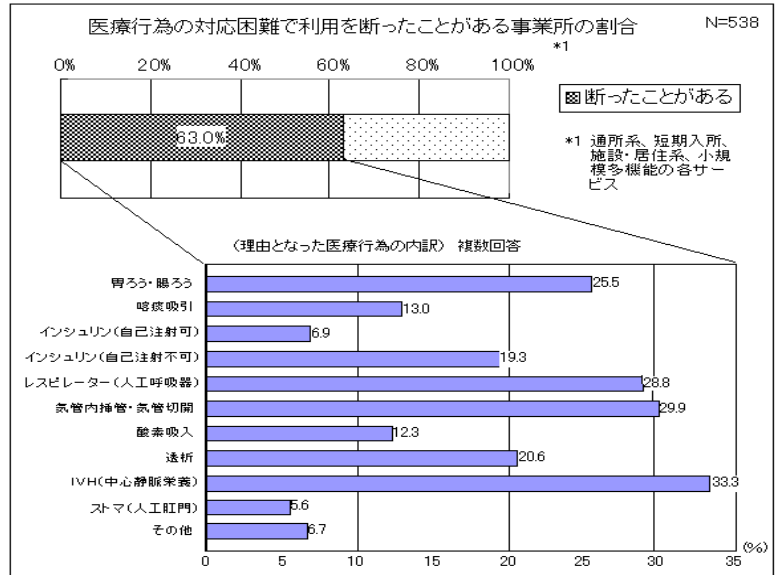
＜医療的ニーズへの対応＞

実態調査によると、63%の事業所が、医療行為の対応困難を理由に受入れを断ったことがあると答えていて、医療的なニーズを持つ要介護者が円滑に介護サービスを利用できない状況が分かります。

[右図]

重度の要介護者には、医療的なニーズを併せ持つ人が多く、終末期に至るまでの在宅介護を実現するためには、こうした人が円滑に介護サービスを利用できることが大きな鍵となります。

平成 24 年度から介護職らが行うことが出来るようになった医療的ケアへの対応を進めるとともに、医療と介護がお互いの情報を共有し、患者・利用者本人を中心に切れ目のない、歩調を合わせたケアを実現することが求められます。

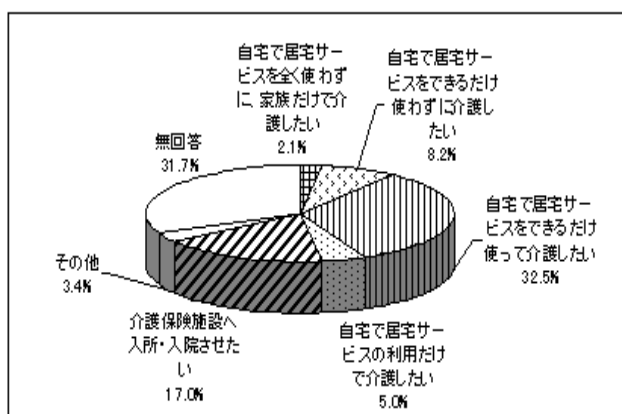
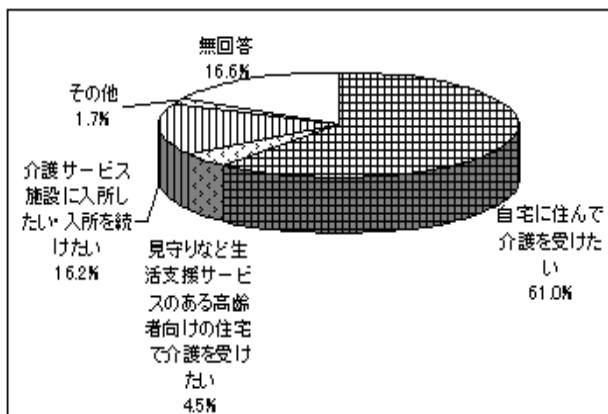


＜自宅で介護を受けたい、受けさせたいニーズ＞

自宅で介護を受けている人と介護している人に今後介護を希望する場所等をきいたところ、①介護を受ける側は「自宅に住んで介護を受けたい」という割合が 61%と最も高く、②介護する側も自宅で介護したいという人が 47.8%と半数近くになっています。[下図] また、どこで最期を迎えたいかについては、若年者、高齢者、要介護者ともに 1/2 強の人が「自宅」をあげています。[資料編 図表 9] 自宅で介護を受けたい、受けさせたいという県民のニーズに応えるため、介護者を常時の介護から解放できるレスパイト（休息）サービスを含め、在宅介護を支援するサービス基盤の充実などが求められます。

①要介護者が介護を受けたい場所 [N=2, 450]

②介護者の今後の考え [N=2, 332]



【施策の展開】

医療と介護の連携システムの構築

○ 医療・福祉連携のケアシステムの全県的な展開

地域包括支援センターを中心に、医療・介護・地域の関係者が顔の見える関係づくりを図り、地域の実態把握を通じた見守りなど生活支援を含め、在宅療養を必要とする高齢者の生活を総合的に支援するシステムを構築していきます。 [実施主体：県・市町村]

○ 医療と介護の連携の拠点となる在宅看護拠点の整備

訪問看護サービスの安定的な供給体制を確保するため、広域対応訪問看護ネットワークセンターの運営や訪問看護ステーションの連携を図ります。 [実施主体：県]

○ 在宅医療提供体制の構築支援

介護が必要となっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるため、かかりつけ医・歯科医師・薬剤師を中心とした在宅医療提供体制や入退院時および緊急時における病院医師との情報提供等が円滑に行えるよう、医療体制の構築を目指します。 [実施主体：県]

○ 訪問看護の推進

訪問看護推進協議会を設置し、訪問看護事業の検討を行うとともに、訪問看護事業所の看護職等に対する研修を行います。また、看護職員確保のための対策を図ります。

[実施主体：県・市町村・民間]

自宅での介護を可能とする介護サービス基盤の充実

○ 在宅介護を支援する地域密着型介護サービス基盤の拡充

小規模多機能型居宅介護支援事業所の普及を図り、小規模多機能型居宅介護サービスなど地域密着型介護サービスの拡充を進めて、利用の促進を図ります。

[実施主体：県・市町村]

○ 在宅介護サービスの円滑な利用を促進する仕組みの構築

在宅の介護家族の負担軽減のため、ショートステイやデイサービス等の円滑な利用を促進する仕組みを構築し、レスパイト（休息）の機会を確保するための必要な環境整備を図ります。

[実施主体：県・市町村]

5. 暮らしのサポートの充実

【現状と課題】

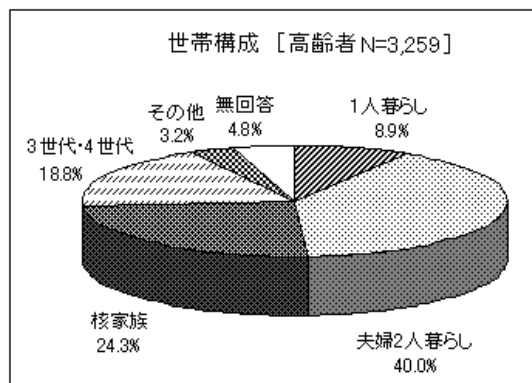
<日常の家事の状況>

実態調査において、日常の家事（食事の準備、洗濯、掃除、買い物）の状況について尋ねたところ、「ほとんど自分でやっている」という人は、概ねどの家事についても、若年者では約 60%、高齢者の 50%前後、要介護者では約 12~25%と減っていきます。また、いずれの家事についても約半数の人が将来に不安を感じています。[資料編 図表-10・11]

<世帯構成>

現在、高齢者の半数前後が「1人暮らし」または「夫婦2人暮らし」となっています。[右図] 地域別にみると、奈良地域の高齢者では 60%を超えています。[資料編 図表-12]

また、同居していても、高齢者の 18%が、要介護者では 37%が日中に一人になると答えています。[資料編 図表-13]



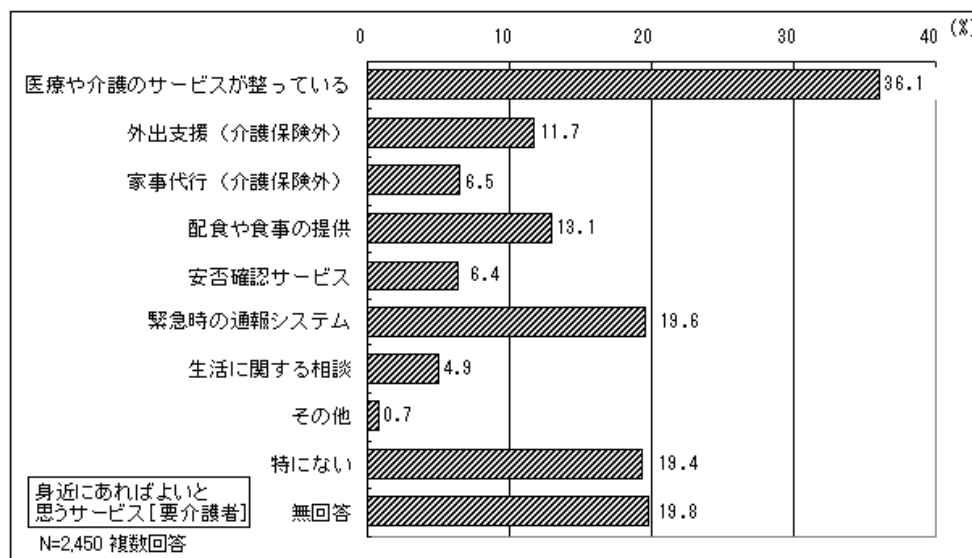
<身近であればよいと思うサービス>

私たちの日常生活には、多くの動作が含まれています。若いときには、何気なく行っていたことでも、加齢に伴い、不便や不安を感じるが生じてきます。

実態調査（要介護者）によると、身近であればよいと思うサービスは、「医療や介護のサービスが整っている」が最も多く、次いで「緊急時の通報システム」となっています。[下図]

また、インタビュー調査では、特に山間部で移動や買い物に不安を感じている人が多く見られています。

地域住民や当事者、民間企業や様々な団体が連携・協力して、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らすことができるよう、日常生活を支えるサポート体制づくりが必要です。



【施策の展開】

民間事業者等との連携で暮らしやすい地域づくり

○ 民間事業者等との連携・協定の拡充

生協や郵便局、新聞・牛乳配達業者、老人クラブなどと連携し、高齢者の在宅での暮らしを支えるために有効な新製品、新サービス（高齢者の食事に適応したメニューや宅配サービスなど）の開発や高齢者の見守り体制の構築を進めます。 [実施主体：県・民間]

○ 買い物や移動など日常生活の支援

NPO 等による移動支援サービスの確保を図るとともに、地域内の移動を担うコミュニティバスや地域間を結ぶバス移動等の生活を支える移動環境の改善に取り組みます。

[実施主体：県・市町村・民間]

高齢者の安全・安心を支えるサポート体制の整備

○ 成年後見制度を活用した高齢者の権利擁護の推進

虐待防止など高齢者の権利擁護に関する相談の対応を迅速かつ的確なものとするため、社会福祉士などの専門家チームの連携促進や市町村及び地域包括支援センターなどの相談窓口の充実を図り、成年後見制度の普及・啓発に取り組みます。

[実施主体：県・市町村・民間]

○ 高齢者を災害から守る対策の充実

高齢者が災害から身を守ることができるよう一層の啓発に努めるとともに、平常時から地域住民や高齢者が入居・利用する施設において災害発生を想定した訓練等を実施するなど、災害時に援助を要する人の支援を円滑に行えるよう努めます。 [実施主体：県・市町村・民間・県民]

○ 交通安全対策の推進

高齢者の交通事故を防止するため、三世代交流事業等の交通安全教室や子育て・高齢者世帯訪問事業を通じて啓発を推進し、被害者も加害者も出さない安全なまちづくりを目指します。

[実施主体：県・市町村・民間]

○ 高齢者を犯罪から守る対策の推進

高齢者が振り込め詐欺や空き巣など身近で起きる犯罪の被害に遭わないよう、個人・家族・地域における防犯対策の取り組みを推進します。 [実施主体：県・市町村・民間・県民]

○ 消費生活における安全の確保

悪質な住宅リフォームの訪問販売や社債・未公開株のトラブルなどの消費者問題について高齢者やその家族等への情報提供による啓発に努め、被害の発生を防止する取り組みを進めます。

[実施主体：県・市町村]

6. 認知症高齢者への対応の充実

【現状と課題】

<認知症の症状がある人の割合>

認知症は、誰にでも起こりうる身近な病気です。実態調査においては、在宅の要介護者で44%の人が、施設入所者では67%の人が、軽度ないし重度の認知症状があると答えています。また、若年者は身近な人について、高齢者では自分自身について、物忘れ（認知症）の不安があるという人が比較的多くなっています。[資料編 図表-14・15]

<認知症への理解>

実態調査によると、認知症について何かしている（「新聞やテレビで情報を見ている」など）という人は、若年者・高齢者ともに50%程度となっている一方、認知症の人が地域で生活していくために欠かせない「認知症の人との接し方（配慮すべきこと）を知っている」という人は10%前後と少ない状況にあります。[資料編 図表-16]

認知症予防や身近な人の変化に気づき、早期受診につなげられるよう、また、認知症の人への理解が広がるよう正しい知識の普及に努める必要があります。

<認知症に対応した介護サービス>

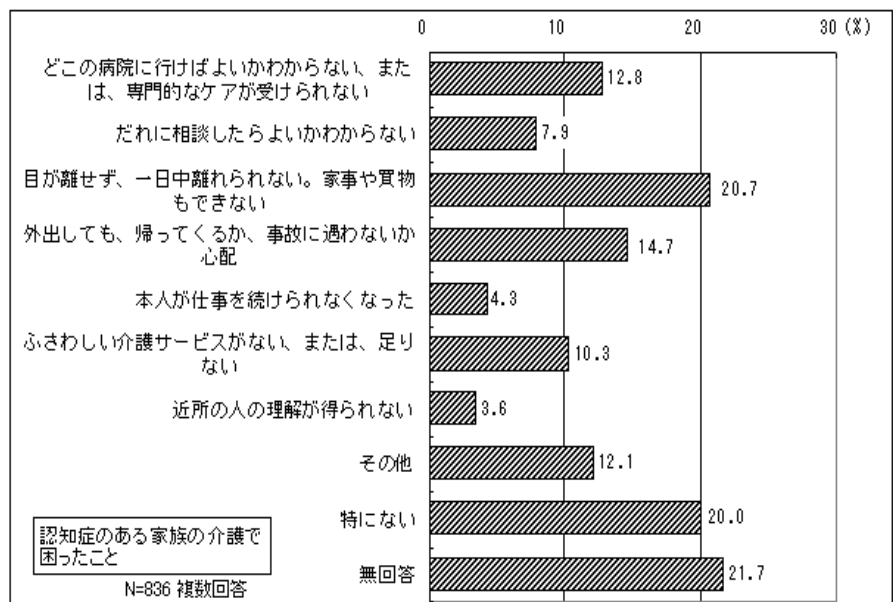
認知症状がある人の介護で困ったことを家族に尋ねたところ、本人から目が離せず日常生活に支障がある、本人の安全を心配、認知症の専門的な相談やふさわしい介護サービスを受けられないという人が多くいることが分かりました。[右図]

また、介護事業所とその職員に受けた研修、受けさせたい研修をそれぞれ尋ねたところ、いずれも「認知症ケア・認知症対策に関する研修」が最も多く（事業所62%・職員41%）、介護をする側においても関心が高いことが分かります。

[資料編 図表-17]

認知症高齢者が地域で受容されて自然に生活できるよう、また、

家族の負担を軽減できるよう、地域における見守り体制や専門的な相談・ケアを受けられる体制の構築、認知症の特性に配慮した介護サービスの充実が求められます。



【施策の展開】

認知症に関する正しい知識の普及

○ 中高年期からの認知症の知識の普及・啓発

認知症の兆候、シグナルを知り、自己や身近な人の変化に気づき、早期に適切な対応ができるよう必要な知識の普及を推進します。 [実施主体：県・市町村]

○ 地域で支える認知症支援体制の整備

認知症サポーターの養成、介護者同士の交流会や関係者によるネットワーク会議の開催など、認知症の方と家族介護者を地域全体で支える体制づくりを進めます。

[実施主体：県・市町村・県民]

○ 認知症に関わる専門職への支援

認知症の早期発見・診断や医療と連携した適切なケアが提供されるよう、医師や介護従事者など認知症に関わる多職種の専門性の向上に向けた支援を実施します。 [実施主体：県]

○ 医療機関における受診体制の整備

地域包括支援センターと認知症かかりつけ医、サポート医、専門医療機関及び認知症疾患医療センター等が連携を緊密にし、地域における認知症ケア体制、医療との連携体制の強化を図ります。

[実施主体：県・市町村]

認知症介護サービス基盤の整備

○ 認知症高齢者に対応した介護サービス基盤の整備

認知症高齢者グループホームや認知症高齢者の短期的な受入れ施設の充実等、認知症高齢者に適した介護サービス基盤の整備を推進します。 [実施主体：県・市町村]

○ 認知症への理解に基づく介護サービスの普及・レベルアップ

認知症介護に携わる多職種の介護従事者を対象に、専門的な研修を実施し、認知症介護技術を向上させ、介護サービスの充実を図る。 [実施主体：県]

7. 暮らしやすい住まいづくり・まちづくりの推進

【現状と課題】

＜県民の住まいの形態＞

全県で見ると、「持ち家（一戸建て）」が若年者・高齢者ともに 80%、要介護者で 70%を占めていますが、年齢が若くなるほど「持ち家（分譲マンション）」の割合が高くなります。地域別では、奈良や中和で「持ち家（分譲マンション）」の割合が比較的高くなっています。[資料編 図表-18・19・20]

＜居住環境での不便＞

維持管理やバリアフリーという住宅の問題や、公共機関や商業施設が近くにないという生活環境の問題をあげる人が多いです。要介護者では、「知り合いが少なくなった」ことを挙げる人が比較的多くいます。

[右図]

＜親との同居状況＞

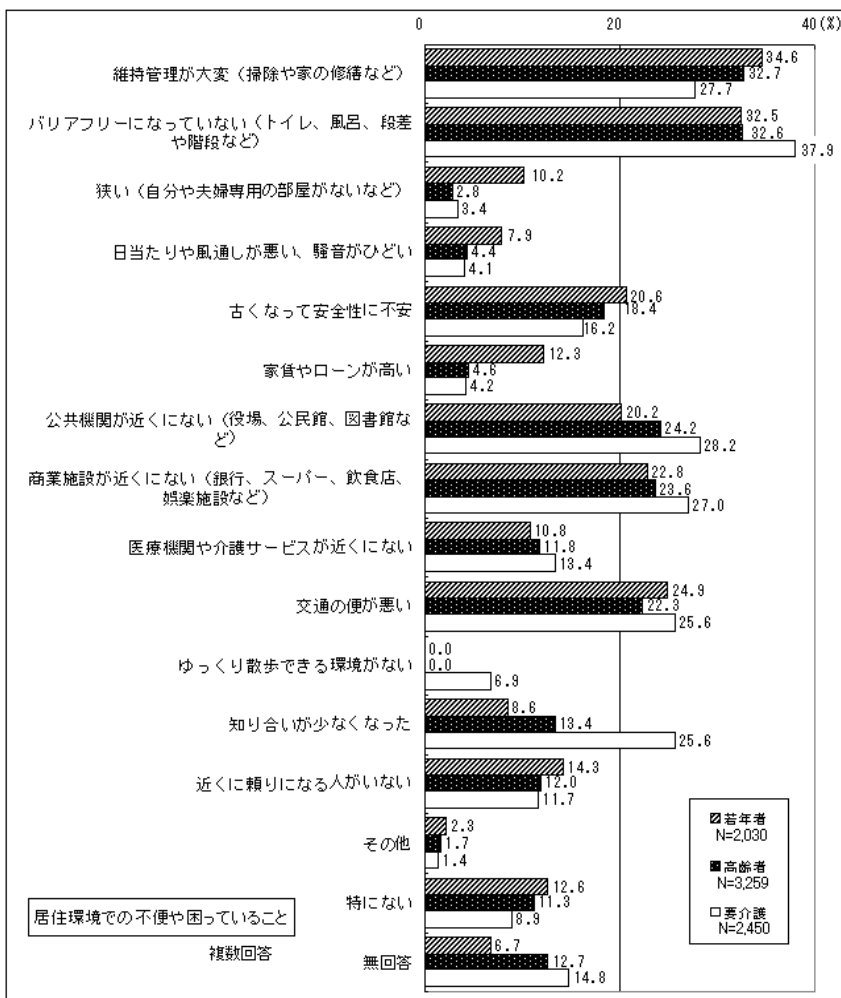
若年者に尋ねたところ、同居が 29%、別居が 42%となっています。また、地域別にみると、奈良と西和で低く、南和で高くなっています。なお、別居している場合も 4 割の人が 30 分以内、2 割の人が 1 時間以内の場所に住んでいます。[資料編 図表-21・22・23]

＜高齢者の生活に配慮した住まい・まちづくり＞

高齢者の 85%が「今の自宅ですっと住み続けたい」と答えており、多くの人が住み慣れた環境であることを理由に挙げています。[資料編 図表-24・25] 一方、高齢者 1 人暮らしや高齢者夫婦 2 人暮らしの人についてみると「いつか住み替えをしたい・引っ越したい」という人が比較的多くいます。

[資料編 図表-26]

高齢者だけの世帯の増加に対応し、高齢者の身体の特性に配慮した住まいや生活環境を整え、住み慣れた地域や自宅での生活を継続できるよう、あるいは、高齢者が安心して暮らせる住まいへの住み替えができるよう支援していくことが必要です。



【施策の展開】

高齢者の身体の特性に配慮した住まいの充実

○ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進と高齢者の住まいの質の向上

介護や医療と連携した高齢者の安心を支えるサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅の供給促進と高齢者の住宅の質の向上を支援します。 [実施主体：県・市町村・民間]

○ 高齢者の多様なニーズに合った住まいの充実

1人暮らしの高齢者や高齢者2人世帯の増加、また、ライフスタイルや居住ニーズの多様化を踏まえ、高齢者の身体状況やニーズに応じた安全・快適な住まいの充実を図ります。

[実施主体：県・市町村・民間]

○ 高齢者の生活に配慮した居住環境の創出

高齢者の生活に必要な機能を備え、また、介護・医療等の適切なサービスを受けることができる、高齢者が安心して住み続けられる住まいやまちづくりを推進します。

[実施主体：県・市町村]

高齢者のためのまちづくり

○ 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりの検討

医療や介護サービスを受けながら、住み慣れた環境で生活が営める医療を中心としたまちづくりの検討を進めます。また、住宅地周辺に集積している各種公共施設等の連携を活かしたまちづくりや河川空間を活用した川辺のまちづくりなどをモデルに、地域にあったまちづくりを進めます。

[実施主体：県]

○ 誰もが安心して暮らせるモビリティ（移動の利便性等）の確保

通院や買物等といった日常生活に必要な移動に不安を感じることなく、県民誰もがいきいきと暮らせるよう、安心した暮らしを支えるモビリティの確保に取り組みます。

[実施主体：県・市町村・民間]

○ 地域生活サポート拠点の検討

災害時には、福祉避難所として活用できる高齢者の地域生活サポート拠点について検討を進めます。

[実施主体：県・市町村・民間]

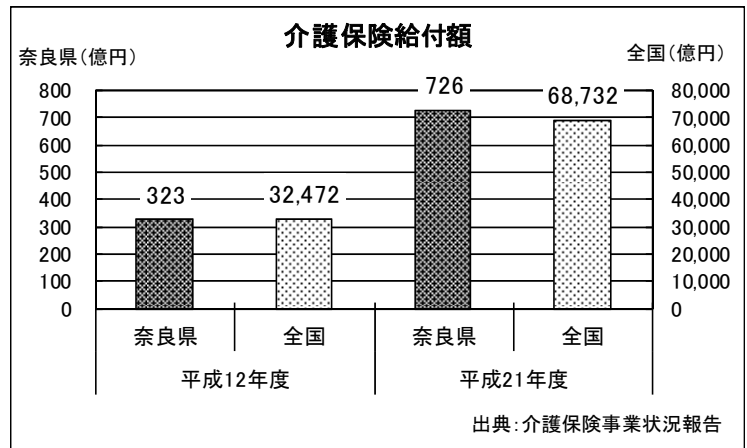
8. 介護保険制度の着実・円滑な運営

【現状と課題】

<介護保険制度の施行状況>

平成12年4月に介護保険制度が施行されて12年となります。この間、給付額は2倍以上[右図]、要介護認定者数も2倍以上となりました。[資料編 図表-27]

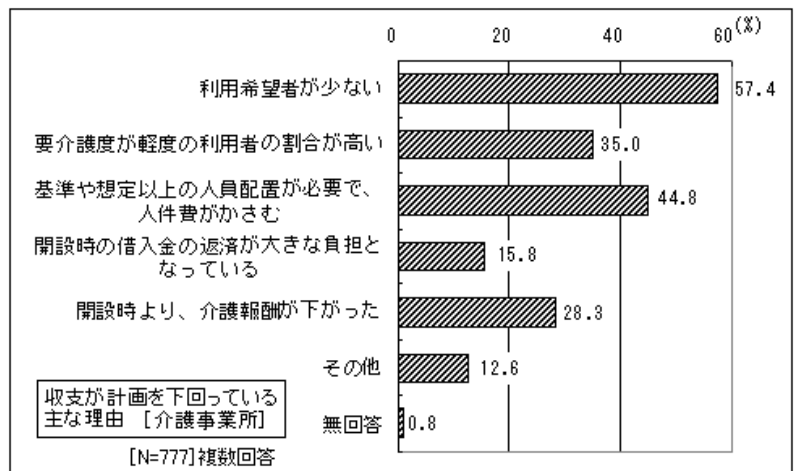
自分が介護を受ける場合に介護サービスを積極的に使いたいという人は、高齢者よりも若年者に多くなっていることから[資料編 図表-28]、介護サービスのニーズは、今後も高まっていくものと思われ、介護サービスの充実が求められます。



<介護事業所の運営状況>

介護事業所の月間の収支状況を見ると「黒字である」19%、「概ね均衡」36%である一方、「継続的に赤字である」は34%となっています。サービス別に収支状況を見ると、良い方から、施設・居住系>通所系>訪問系>居宅介護支援という傾向となっています。[資料編 図表-29・30] 収支が開設前の計画を下回っている理由で最も多かったのは「利用希望者が少ない」でした。[右図]

奈良県においては、利用者数に対して事業所数が多いサービスが見受けられるところであり[資料編 図表-31]、適正な運営が可能な事業規模の確保が課題といえます。



<介護保険制度の着実な運営>

今や介護保険制度は、高齢者の生活になくしてはならないものとなっています。新たな課題や新しいニーズへの対応も、まず介護保険の確実な運営が基本的な条件といえます。サービスの質の向上と給付の適正化など介護保険を適正に運営していくための取り組みが求められます。

また、介護保険制度は、保険料を各保険者（市町村）ごとに決定するなど地域住民の判断に基づいて運営される制度となっています。県は、県民が各保険者（市町村）の介護保険制度の運営にあたって判断に必要な情報を分かりやすく提供するなどの支援が求められます。

【施策の展開】

介護保険制度の確実な運営

○ 介護保険制度の着実・円滑な運営

高齢者介護の根幹である介護保険制度が安定して運営されるよう、広域的な調整の観点から保険者を支援します。また、運営状況の分析を行い、県民に分かりやすく情報提供します。

[実施主体：県]

○ 介護サービスに関する情報提供

施設や介護サービス等の利用希望者が、円滑に介護サービスを利用できるよう、施設待機者情報やショートステイ空き情報などを確認できるサイトを構築します。

[実施主体：県・民間]

○ 給付の適正化への取組み

適正な要介護（要支援）認定の実施、利用者が真に必要とするサービスを位置づけるケアプランの作成、事業所運営のルールに従ったサービス提供・介護報酬請求など、保険者と協力して給付の適正化の取組みを行います。

[実施主体：県・市町村]

○ 不正な事業者の排除

市町村と連携して公正かつ機動的に指導・監査を実施し、不正な事業者を排除することにより介護保険制度への信頼を確保します。

[実施主体：県・市町村]

介護サービスの質の向上と充実

○ 介護サービスの質の向上のためのサポート

介護サービス事業者が事業運営やサービス提供にあたって必要とする情報の提供に努め、安心して質の高い運営ができる環境づくりに取り組みます。

[実施主体：県]

○ 介護事業所における雇用についてのコンプライアンス（法令遵守）の徹底

介護サービス事業者の職員の雇用について、集団指導や実地指導等の機会を通じて、雇用条件の明示、労働時間や職員の健康管理など雇用に関する法令遵守の徹底を図り、健全な職場環境の維持に努めます。

[実施主体：県・市町村・民間]

○ 特別養護老人ホーム、老人保健施設など介護保険施設の着実な整備推進

自宅での介護が困難な重度の要介護者の受け入れや、日常生活能力を維持・向上するためのリハビリのための施設のバランスを考慮した整備を推進します。

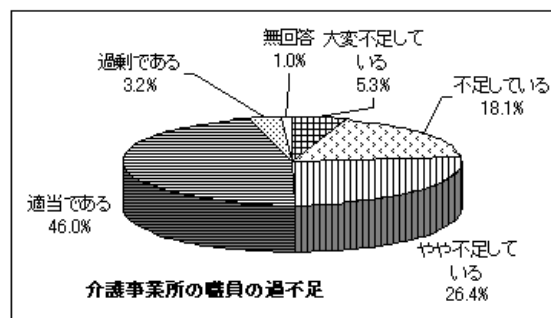
[実施主体：県・市町村]

9. 魅力ある介護職場づくり、介護人材の確保

【現状と課題】

<人材確保の状況>

介護事業所に尋ねたところ、「不足」と「適当」が概ね 1/2 ずつとなっています。[右図]

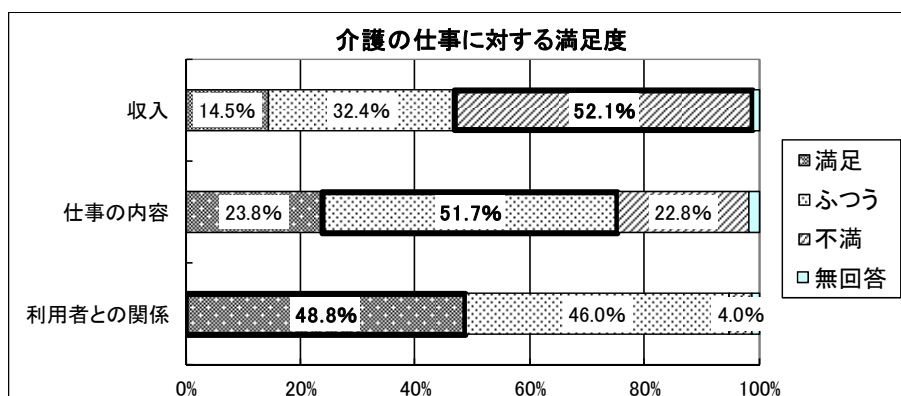


[介護事業所 N=1,365]

<介護に携わる職員像>

介護事業所の職員アンケートに回答した人のうち、3/4 が女性、年齢は 30 歳台と 40 歳台で全体の半数を占めています。[資料編 図表-32・33]

介護の仕事に対する満足度をみると、①収入には 1/2 の人が不満を持ちつつ、②仕事の内容に不満は少なく、③利用者との対人関係に価値を見出しているという職員像が浮かび上がります。[右図]



[介護事業所の職員 N=3,379]

<人材の確保と定着に向けた課題>

介護事業所の職員に対するインタビューでは、介護の仕事が好きという声が多く聞かれました。介護に携わる職員の 9 割が不満はあっても介護の仕事を続けたいという意向を持っていますが、このうちの 2 割の人は実際には続けることは難しいと考えています。理由としては、「一生続けられる仕事か不安がある」が最も多くあげられています。[資料編 図表-34・35]

介護の仕事をしている人の多くが、①給与が少ないなどの待遇や勤務条件、②仕事の内容が一般の人に理解されていないという社会的評価、③体力的な負担が大きいことなどに悩みや不安、負担を感じています。[資料編 図表-36]

介護従事者の環境改善に必要なことを介護事業所の職員に尋ねたところ、「給与や休暇など待遇面での改善」をあげる人の割合が最も高くなっているものの、次いで「知識や技能習得のための研修の充実」や研修を受けるための金銭面・時間面での支援をあげる人が多くいました。[資料編 図表-37]

介護事業者においては、職員の確保と定着のため、給与面の改善のほか、勤務条件の柔軟な対応や資格取得支援など様々な取り組みが行われているところです。[資料編 図表-38] 県は、こうした事業者の取り組みが一層充実し広がっていくように支援していく必要があります。また、県は、関係機関とともに高齢者に寄り添うことのできる優れた介護人材の養成や社会的評価の向上に努めていくことが求められます。

【施策の展開】

働きやすく、魅力的な介護職場づくり

○ 介護職員のキャリアアップシステムの確立

介護職員が将来に向けて展望を持つことができるよう、経験や資格取得を反映した人事・給与体系の確立に向けた取り組みを進めます。 [実施主体：県・民間]

○ 介護や福祉に関心の高い求職者の雇用の支援

介護職員の雇用を、介護サービス施設・事業所に委託することで、地域における求職者の就労の機会を確保するとともに介護現場で働く職員の負担を軽減します。また、研修受講費用を県が負担し、新規雇用者が働きながら資格取得することを支援します。 [実施主体：県・民間]

○ 介護や福祉の事業者の経営向上支援

社会福祉経営団体等と連携し、事業者の経営向上を県が積極的に支援し、魅力ある介護・福祉の職場づくりの基礎的な環境を整え、介護従事者の処遇改善につながるよう取り組みを推進します。 [実施主体：県]

優れた介護人材の育成

○ 医療的ケアを実施する介護職員等の確保及び資質の向上

医療的ケア（たんの吸引等）を必要とする利用者等に対し、安全かつ確実に介護サービスを提供できる体制を整備します。 [実施主体：県・民間]

○ 介護サービスの基盤を支える人材の養成

県立高等学校や指定養成研修事業者等において、介護サービスの根幹を担う介護福祉士や訪問介護員の養成を行うほか、県において専門職の資質向上のための研修を実施します。 [実施主体：県・民間]

○ 代替職員の雇用による介護職員の研修受講の支援

代替職員の雇用を、介護サービス施設・事業所に委託することで、現任の介護職員の研修受講を促し、資質の向上を進めます。 [実施主体：県・民間]

○ 介護職員の社会的評価の向上

介護職員の社会的評価を向上させるとともに、若い世代へ向けた、介護職の魅力やこれからの社会的重要度の高まりをアピールする取り組みを関係機関と連携して進めます。 [実施主体：県・民間]

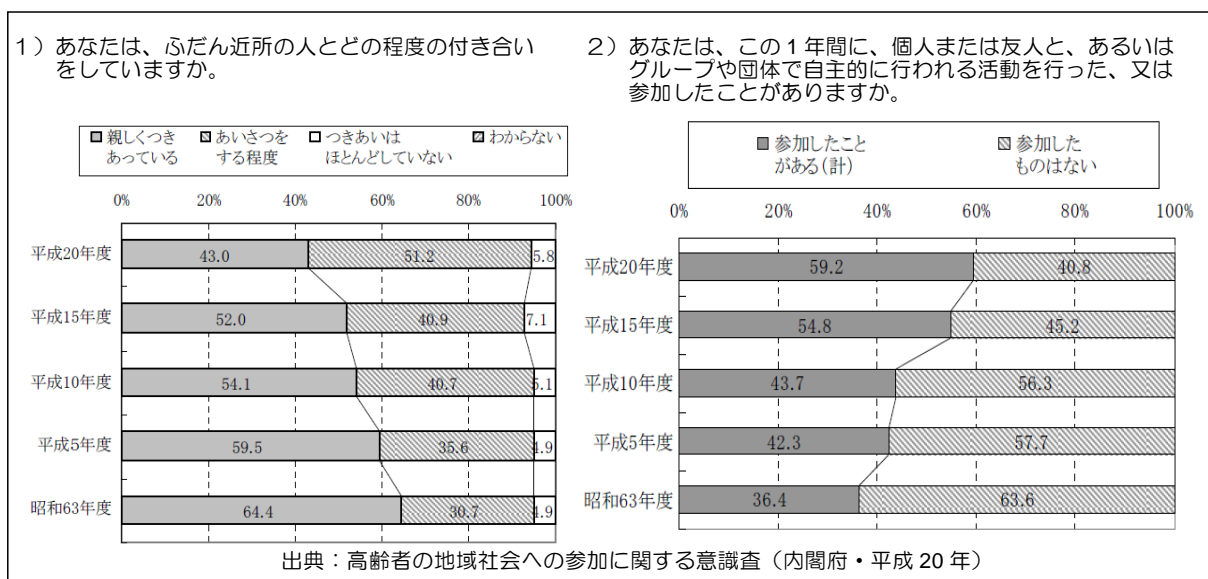
10. 県民への啓発

【現状と課題】

<変わりつつある地域社会>

実態調査の結果によると、比較的親密な近所付き合いをしているのは、高齢者が67%であるのに対して、若年者は56%と割合が低くなっています。「近所付き合い」という地域における伝統的な関係は次第に希薄になりつつあります。[資料編 図表-39]

内閣府が5年ごとに実施している調査（対象：全国の60歳以上男女）の結果を見ても同様の傾向が表れています。[下図1] 一方、同じ調査で、趣味やスポーツ・地域行事などの自主的な活動に参加する人は増える傾向となっています。[下図2]



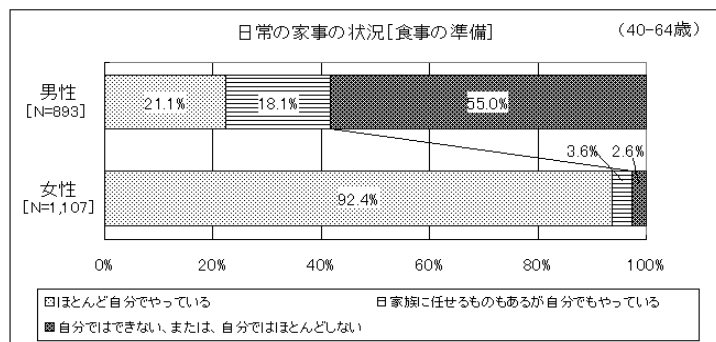
変化しつつある地域社会において、住民や当事者など様々な主体の協働を推進し、要介護者をはじめとする社会的弱者を地域みんなで支え合う気風を育て、新しい地域社会の創造をリードする県の役割が求められます。

<老いの備え>

健やかで豊かな老いを迎えるには、様々な備えが必要です。健康の保持、暮らしやすい住まい、家族との絆を大切にするなど多岐にわたります。

日常の家事について県民に尋ねたところ、96%の女性が「自分で（も）やっている」、55%の男性が「自分ではできない、

または、ほとんどしない」となっています。1人暮らしや夫婦の一方に助けが必要になったときに、家事能力があると比較的スムーズに対応することができます。県は、県民が老いを自分のことと受け止め、必要な備えができるよう、適切な情報提供や学習の機会をつくることが求められます。



【施策の展開】

「若い」への理解と備えのための情報提供や機会づくり

○ 自分や家族の「若い」とその備えについての教育・普及啓発

「若い」とその備えを県民が自分のこととして考える、県民教育・普及啓発の取り組みを推進します。老老介護や高齢者一人暮らしを念頭に男性の家事、介護技術、認知症に関する知識の普及に取り組めます。[実施主体：県]

○ 「若い」に対する理解を深め、肯定的にとらえるようにする教育の推進

学校教育の場において幼少期から「若い」に対する理解を深め、「若い」を豊かなものとして肯定的にとらえるようにする教育を推進します。[実施主体：県・市町村]

○ 高齢者や介護者等への理解と敬意を醸成する顕彰制度の充実

介護経験のない人も含め、県民が介護や介護の仕事について理解するとともに、介護する人や高齢者福祉の向上に寄与した人、また、積極的に社会活動を行う美しさを感じさせる人に対する敬意を醸成する顕彰制度の充実を推進します。[実施主体：県・市町村]

社会的弱者を地域みんなで支え合う文化の醸成

○ 要介護高齢者をはじめとする社会的弱者を地域みんなで支え合う文化の醸成

私たちの暮らしは、多くの人の支え合いで成り立っています。近所づきあいでのゴミ出しの手伝いやしばらく顔を見ない人への声かけのような無償の助け方・助けられ方、また、新しい形として、少しお金を出して移送や配食のサービスを受ける、必要な分だけ費用をもらってお手伝いをする、という助け方・助けられ方もあります。

県民一人ひとりが、少しずつ身近な誰かのことに思いを傾けて、「すべての人を主体とする一人一人」が人間として幸せに暮らしていけるよう、地域みんなで支え合うという文化が醸成されていくよう取り組みを進めます。

本計画の様々な取り組みをきっかけとして、県民の心が町のあちこちで触れあって共鳴し、支え合いとやさしさの文化が広がることを理想とします。[実施主体：すべての人]

